

地域コミュニケーション DX 調査業務委託 要求水準書

1 業務の名称

地域コミュニケーション DX 調査業務委託

2 業務の目的

町内会をはじめとした地域に根差した市民のコミュニティは、人口減少・少子高齢化の進行により担い手不足を課題としている。現代の社会状況において、対面・紙を中心としたコミュニケーションには大きな負担があり、次世代の参加が難しくなっている要因の一つとなっている。

これらの課題の解決策として、地域でのコミュニティ活動をデジタル技術活用により支えるサービス（以下「地域コミュニケーション DX サービス」）を提供し、持続可能な地域コミュニティの形成を図る。当該地域コミュニケーション DX サービスを導入するにあたり、これまで市が提供してきたコミュニケーションサービス「あいべあ」を含めたコミュニケーションツールの比較検証や、町内会等へのヒアリング、オープンソース活用の必要性検討など、本市の特性に合わせたサービスの導入や活用について調査を行うことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

(1) 基本的な考え方

① 市の方向性

- ・地域コミュニケーション DX 調査業務は、人口減少に伴う町内会をはじめとした地域コミュニティの「担い手不足」や、紙・対面中心の連絡の「負担」をデジタル技術で解決することを目指す。

② 業務の考え方

- ・誰もが参加しやすい地域コミュニティを形成するため、「あいべあ」や LINE 等の既存サービスを比較検証し、町内会等への聞き取りにより市民ニーズを反映させ、オープンソース化を検討し、複数自治体での共同利用やコスト抑制を見据えた要件定義を行う。
- ・単なるシステム導入にとどまらず、「地域コミュニケーション DX 担い手育成業務」や「スマートシティサポーター活動促進業務」と連携し、人と人のつながりを守る仕組みを調査・分析することを本業務の根幹とする。

(2) 内容及び企画提案に係る要求水準

① あいべあ及びペコミンについて実績総括、課題、活用分析

市が提供するコミュニケーションサービス「あいべあ」（以下「あいべあ」という。）及びローカル情報交流アプリ「ペコミン」（以下「ペコミン」という。）について、これまでの活用実績を総括し課題を整理すること。「あいべあ」及び「ペコミン」が有する現時点では活用されていない機能等を用いて地域コミュニティが抱える課題に対応できる可能性がある場

合は、その活用可能性についても分析すること。

② 地域コミュニケーションツールの分析・評価

「あいべあ」及び「ペコミン」並びにこれらと同等の役割を果たすことができるものと想定されるコミュニケーションツールを整理し、地域コミュニケーション DX サービスとしての活用可能性や活用した際の効果等について、他自治体や他地域での活用事例等も把握しながら、分析、評価を行うとともに、ツール間の比較を行うこと。また、①で分析した「あいべあ」及び「ペコミン」が有する現時点では活用されていない機能等を用いて地域コミュニティが抱える課題に対応できる可能性がある場合は、その機能についても併せて比較検討を行うこと。

<想定されるコミュニケーションツール>

- ・「あいべあ」及び「ペコミン」
- ・LINE（公式 LINE 及び LINE WORKS を含む）
- ・福島県が提供する広報連絡サービス
- ・その他、同様の役割を果たすことができるものと想定されるサービス

③ 地域コミュニケーション DX サービスのヒアリング及び他業務との連携

町内会等、地域でコミュニケーションツールを利用する団体（3団体程度を想定）から、地域コミュニケーション DX サービスに求める機能等について聞き取りを行うこと。対象団体の選定及び確保は受注者が行うものとするが、選定にあたっての地域の実情や特性等の把握にあたっては、市に情報提供を求めることも可能とする。該当団体が②で整理したコミュニケーションツールの少なくとも一つを実際に利用する機会を設けること。その際、団体の構成員である市民が、コミュニケーションツールを利用するために必要なスマートフォンの操作などに関するサポートについては、市が提供を行う。さらに、市が庁内で開催する地域コミュニケーション DX に関する検討会議（今年度3回程度開催予定）や職員向けアンケート機能の活用等により、市役所各部局・職員個人が把握する課題・ニーズを把握・分析すること。市が実施した「あいべあ」及び「ペコミン」に対するリビングラボの結果についても、分析すること。これらの結果をコミュニケーションツールに求められる機能や運用方法の検討に反映させること。

④ オープンソース化及び市民参画（シビックテック）の分析

- イ) 「あいべあ」開発時に実施したソースコードの公開や、GitHub の活用など、市が地域コミュニケーション DX サービスを提供する場合に、そのサービスをオープンソース化することの効果や地域への影響について、有識者（学識経験者やオープンソースコミュニティで積極的に活動している人物等を想定）の意見も踏まえ、有益性・将来性・リスク（セキュリティ上のリスクも含む）・持続可能性等の観点で検討し、分析を行うこと。
- ロ) プログラミングに関心を持つ市民や会津大学の学生等が、一時的ではなく継続的に地域コミュニケーション DX サービスの開発に参画できる仕組みや、その具体的な手法についても併せて検討すること。

⑤ 地域コミュニケーション DX サービスの要件定義

上記①～④で実施した内容を踏まえ、地域コミュニケーション DX サービスについて、必要

な機能や市民から求められる機能等を整理し、システムの基本設計に移行可能なレベルで詳細な要件定義を行うこと。その際、以下(イ)～(二)も併せて実施すること。

(イ) 以下3項目を踏まえ、定義した要件に適合する最適なシステム構成を複数案整理し、システム構築・運用・保守の優位性(コスト抑制等)や持続可能性の観点から比較評価すること。

- ・システム運用、保守にかかるコストを抑制できること
- ・複数の自治体が共同利用することでコスト低減を図れること
- ・共同利用する自治体の変動(増減)する場合でも柔軟に対応できること

(ロ) ④の分析結果を踏まえ、オープンソース化が有効であるのであれば、それを推進する上で「実施すべき具体的な手法・手順」や、「公開・運用の形態」について、地域にとっての効果と実現性の高い方策を提案すること。

(ハ) ②で整理したコミュニケーションツールについて、本項で定義した要件に対する適合性を整理すること。

(二) 次年度予算積算のため、既存のパッケージサービスを利用せず、要求仕様に基づき新規にシステムを構築する場合の暫定版要件定義書を、令和8年10月中旬までに提出すること。

⑥ 地域コミュニケーションDX事業における持続可能な地域コミュニティ形成の課題と必要な取組・サービスの分析報告

市で実施する地域コミュニケーションDX事業に関連する事業の実施内容を随時確認した上で、上記①～⑤で実施した内容を踏まえ、持続可能な地域コミュニティの形成を図るに当たっての課題や必要な取組・サービスの機能や運用方法等を分析し、資料にまとめること。資料は、A4用紙40ページ以上の内容を想定する。

5 業務の実施条件

(1) 打合せ及び記録等

受注者が関与した本業務に関する打合せ、協議等については、速やかに議事要旨を作成し、検討結果や資料等を添えて発注者に提示するとともに、検討経緯が明確となるように整理した上で管理すること。また、発注者の庁内外の会議等における必要な資料作成、説明補助等の支援を行い、当該事業の達成に向けたサポートを行うこと。

(2) 本業務の遂行

本業務の遂行にあたっては、受注者が発注者との打合せ後、発注者に実施計画の承認を得てから実施すること。

(3) 情報の取扱いについて

受注者は、本業務の遂行にあたり発注者の保有する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報についても、会津若松市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第25号)及び関係法令等を遵守し、適切に取り扱うこと。

(4) 業務報告

受注者は、本業務期間中に毎月、業務進捗状況その他指定内容について、取りまとめて報告すること。

(5) 再委託の制限

本業務の受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ発注者の承認を受けること。

6 完成品

(1) 本業務に基づく成果報告書を作成し、印刷物2部、電子データ一式を提出すること。成果報告書の添付資料として、4-(2)-⑥で作成した資料を含めることとし、当該資料の電子データは編集可能なものを提出すること。

(2) 成果品の提出は、業務の期間内に行うこと。

(3) 提出場所は、会津若松市役所企画政策部情報戦略課スマートシティ推進グループとする。

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-23-4186（直通） F A X：0242-39-1412

メールアドレス：smart@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(4) 成果品の著作権は発注者に帰属することとし、受注者は権利処理の一切を行うこと。

7 その他

(1) 受注者は、発注者の担当と連絡を密にして業務にあたること。

(2) 受注者は、業務上知りえた事項については、他に漏らしてはならない。また、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(3) 業務完了後に受注者の責に帰すべき事由により成果品に不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者の負担とする。

(4) 受注者は、本業務の契約締結後、仕様書等に疑義が生じたとき、仕様書により難しい事由が生じたとき、又は仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議しその決定に従うこと。

(5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。